

**盛岡河川漁業協同組合内共第23号**  
**第五種共同漁業権行使規則**

沿革 年 月 日

**(目的)**

第1条 この規則は、この組合の有する内共第23号第五種共同漁業権（以下「内共23号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**(組合員行使権を有する者の資格)**

第2条 内共23号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	友釣り・擬餌釣り	組合員であること。
	投網・さで網・やな	1年以上正組合員であること。
うぐい漁業	餌釣り・擬餌釣り	組合員であること。
	投網・さで網・くき瀬	1年以上正組合員であること。
やまめ漁業	餌釣り・擬餌釣り	組合員であること。
	投網・さで網	1年以上正組合員であること。
うなぎ漁業	置釣り	組合員であること。
いわな漁業	餌釣り・擬餌釣り	組合員であること。
	投網・さで網	1年以上正組合員であること。
さくらます漁業	餌釣り・擬餌釣り	組合員であること。
	投網	1年以上正組合員であること。
かじか漁業	餌釣り・擬餌釣り	組合員であること。

- 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員となったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 前二項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有するものは、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

**(権利の譲渡等の禁止)**

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

**(漁業を営む者等の決定)**

第4条 理事は、第2条に規定する漁業のうち投網、さで網、くき瀬及びやなの行使について、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事は、前項の定めをした場合、当該漁業を営む者にその内容を文書で通知しなければならない。

(漁業の方法等)

第5条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数・規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	友釣り 擬餌釣り		免許の区域	7月1日以降で理事が定めて公表する日から10月31日まで
	投網	35ヶ統、網目20mm以上		8月1日から10月31日まで
	さで網	5ヶ統、網目25mm以上		
	やな	3ヶ統		
うぐい漁業	餌釣り・擬餌釣り		〃	3月1日から11月30日まで
	投網	35ヶ統、網目20mm以上		4月20日から5月31日まで及び
	さで網	5ヶ統、網目25mm以上		8月1日から9月30日まで
	くき瀬	5ヶ統		4月20日から6月30日まで
やまめ漁業	餌釣り・擬餌釣り		〃	3月1日から9月30日まで
	投網	35ヶ統、網目20mm以上		4月20日から5月31日まで及び
	さで網	5ヶ統、網目25mm以上		8月1日から9月30日まで
うなぎ漁業	置釣り		〃	7月1日から9月30日までとするが、繁殖保護のため漁獲を制限することがある。
いわな漁業	餌釣り・擬餌釣り		〃	3月1日から9月30日まで
	投網	35ヶ統、網目20mm以上		4月20日から5月31日まで及び
	さで網	5ヶ統、網目25mm以上		8月1日から9月30日まで
さくらます漁業	餌釣り・擬餌釣り		〃	3月1日から6月30日まで
	投網	35ヶ統、網目20mm以上		4月20日から5月31日まで
かじか漁業	餌釣り・擬餌釣り		〃	7月1日から9月30日まで

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、当該漁業に係る漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定して、これを公示しなければならない。

### (禁止区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、水産動物を採捕してはならない。

区 域	期 間
川目上天滝橋上流端から築川ダム堤体までの間の区間	1月1日から12月31日まで

2 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中並びに時間は、網漁具を使用して水産動物を採捕してはならない。

区 域	期 間 及 び 時 間
旧発電所橋から寺沢橋までの区域	8月1日から9月30日までの期間、5時から19時まで

### (夜間の採捕の禁止)

第7条 次に掲げる漁具又は漁法により、日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。

- (1) 投網（あゆを対象とした投網を除く。）
- (2) さで網

### (全長の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
やまめ（ひかり含む）	13センチメートル
うぐい	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル
いわな	13センチメートル
かじか	5センチメートル

### (漁具漁法の制限)

第9条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具又は漁法により採捕してはならない。

水 産 動 物	漁 具 ・ 漁 法
全 魚 種	撒 餌 漁 法
あ ゆ	餌 釣 り

### (特設釣場)

第10条 組合が濃密放流して開設するやまめ特設釣場においては、組合員行使権に基づいて水産動物を採捕することはできない。

### (組合員行使権の行使状況等の報告)

第 11 条 第 2 条に規定する組合員行使権を有する者は、その年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年 11 月末までに、組合に報告しなければならない。

### (理事の決定)

第 12 条 この規則の規定により理事が定める事項については、理事会の議決によって決めなければならない。ただし、あらかじめ理事会において特定の理事にその決定を委任した事項については、この限りでない。

### (漁業権管理費の負担)

第 13 条 内共 2 3 号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共 2 3 号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。ただし、この組合が特定の漁業について行使料を免除した場合は、この限りでない。

- 2 行使料の算定根拠は総会に諮らなければならない。
- 3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。
- 4 行使料の額は次の表のとおりとする。

漁業の方法	単 位	行使料の額
くき類	年 間	6, 0 0 0 円
投網	年 間	7, 0 0 0 円
さで網	年 間	3, 0 0 0 円
あゆの友釣り・擬餌釣り	年 間	2, 0 0 0 円
	日釣り	7 0 0 円
あゆのやな	年 間	(本流) 3 0, 0 0 0 円
		(水路) 10, 000 円～15, 000 円

### (違反者に対する措置)

第 14 条 内共 2 3 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は、当該組合員に内共 2 3 号の行使をさせないことができる。

- 2 内共 2 3 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。
- 3 理事又は組合が前二項の処分をしようとするときは、当該処分の相手方にその旨を通知し、その者又は代理人が理事会において弁明する機会を与えるものとする。

### (雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規程で定める。

- 2 前項の規程は、総会の議決を経なければならない。